

き在学生予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

国民年金保険料は口座振替がお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」「1年前納」「2年前納」もあり大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

日本年金機構からのお知らせ

- 資格期間が10年未満の方へ「年金加入期間の確認のお知らせ(案内)」を送付しています。お手元に届いたら必ずご確認ください。
- 年金事務所へ相談の際は、「ねんきんダイヤル(0570-05-1165)」へ予約の上、来訪願います。

資格期間が10年以上となれば、年金を受けとれるようになりました

これまで…



平成29年
8月1日から

必要な期間 **25年**

← 資格期間 15年の人 →

必要な期間 **10年に短縮!**



受けとれるようになった!

「資格期間」とは?

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間
(「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間)

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年(120月)以上あると、年金を受けとることができます。

注: 年金の額は納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。

(10年間の納付では、受けとる年金額はおおむねその4分の1になります。)

【お問い合わせ先】 徳島南年金事務所 ☎088-652-1511(音声案内①→②)

